



主な内容

- 平成28年度の国民健康保険税について
- 国民健康保険税の納付について 【1ページ～2ページ】
 - 国民健康保険税率について 【6ページ】
- 国民健康保険の届出について 【4ページ】

国民健康保険税の普通徴収(窓口払い・口座振替)の納付について



国民健康保険税の普通徴収(金融機関等での窓口払い、口座振替等)の納付回数(納期)は、平成27年度から **12回(4月～翌年3月)** に変更になりました。

平成28年度の国民健康保険税の納付書(暫定賦課：1期～3期分)は、**4月中旬**に送付します。納め忘れないようお願いいたします。(計算方法例については2ページをご覧ください。)

国民健康保険税(普通徴収)の納期

納期月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
期別	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	12期
納付書	暫定賦課 (前年度の保険税を基に計算)			本賦課(前年の所得を基に計算) (7月中旬に納付書を送付)								

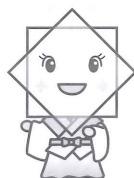
4月中旬に1期～3期の納付書をお送りします。

国民健康保険税の特別徴収(年金天引き)について

国民健康保険税の特別徴収(年金天引き)の方は、下記の要件を満たす方で年6回(4、6、8、10、12、2月)の年金支給日に年金受給額から差し引きます。**4月初旬**に仮徴収税額(第1期～第3期)の納税通知書を送付しますのでご確認願います。

【特別徴収(年金天引き)で納付する要件】

- ①世帯主が65歳～74歳までの方で、国民健康保険に加入している方
- ②世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳～74歳までの方
- ③特別徴収の対象となる年金の受給額が年額18万円以上で、国民健康保険税と介護保険料とあわせて、年金額の2分の1を超えない方



<お知らせ>

- ①これまで納付方法が特別徴収(年金天引き)だった世帯で、平成28年度に世帯主が75歳になる場合は、4月より特別徴収から、納付書(又は口座振替)による納付方法に切り替わります。
- ②該当者の方で特別徴収を希望しない場合は、申し出により口座振替に変更できます。税務課市民税係(国保税担当)にお問い合わせください。

●問い合わせ先 (税の算定について) 税務課 市民税係(国保税担当) 355-5916
(税の納付について) 税務課 納税推進室 355-5936



国民健康保険税（普通徴収）計算方法例について

= 税の計算例 =

平成27年度の保険税額：120,000円、の世帯の場合（例）
平成28年度の保険税額：111,000円

● 暫定賦課（第1期～第3期） 4月に送付する納付書

（平成27年度保険税額）（12期）（第1期～第3期まで納付する期別毎の金額）
120,000円 ÷ 12 = 10,000円

期別	4月（第1期）	5月（第2期）	6月（第3期）	暫定賦課額
税額	10,000円	10,000円	10,000円	30,000円



● 本算定賦課（第4期～第12期） 7月に送付する納付書

（平成28年度保険税額）（暫定賦課額）（本算定賦課でお知らせする金額）
111,000円 - 30,000円 = 81,000円
（本賦課でお知らせする金額）（9期）（第4期～第12期まで納付する期別毎の金額）
81,000円 ÷ 9 = 9,000円

期別	7月（第4期）	8月（第5期）	9月（第6期）	10月（第7期）	11月（第8期）
税額	9,000円	9,000円	9,000円	9,000円	9,000円
期別	12月（第9期）	1月（第10期）	2月（第11期）	3月（第12期）	計
税額	9,000円	9,000円	9,000円	9,000円	81,000円

★納期の変更についてのQ&A★



- Q. 4月に1年分まとめて納めたい。
- A. その年の保険税額が決定するのは、前年の所得が確定する7月になります。4月は、暫定賦課分（第1期～第3期までの3期分）の納付書を送付し、7月に残りの9期分の納付書を送付します。まとめて納付したい場合は、4月と7月の2回で納付をお願いします。
- Q. 口座振替（全期前納）で納めている人はどうなるの？
- A. 口座振替（全期前納）の場合2回に分けて引き落としされます。第1期～第3期分の税額は第1期（4月）の納期限日、第4期～第12期分の税額を第4期（7月）の納期限日に引き落としされます。
- Q. 毎月納付の12回になると納めに行くのが大変。
- A. 窓口に出向く回数が増えますので、安心して便利な口座振替による納付をお勧めします。コンビニエンスストアでも納付が可能ですのでご利用ください。
- Q. 昨年の所得が激減したため、暫定賦課分の保険税の負担が大きい。
- A. 新年度の税額が前年度の税額の半分以下になる見込の場合、申請により暫定賦課額を修正することが可能です。下記のものを持参のうえ税務課市民税係までご相談ください。
【持参するもの】平成28年度納税通知書（暫定賦課）、平成27年中の所得の分かるもの（申告の控え、源泉徴収票）



● 問い合わせ先（税の算定について） 税務課 市民税係(国保税担当) 355-5916
（税の納付について） 税務課 納税推進室 355-5936

◆市・県民税の申告はお済みですか？

高額療養費の軽減該当及び保険税（料）の計算、軽減判定のためには、世帯主を含めた世帯全員分の所得の申告が必要です。申告をお早目に済ませましょう。





国保税・後期高齢保険料の納付は 安心で便利な口座振替で！

各納期限に指定の口座から自動的に引き落としされる口座振替。お仕事の忙しい方や金融機関まで遠い方も、忘れずに納められます。安心で便利な口座振替をぜひご利用ください。

【お申し込みは市内の各金融機関で】

- ・七十七銀行 ・ 杜の都信用金庫 ・ 北日本銀行 ・ 東北労働金庫 ・ 岩手銀行 ・ 仙台銀行
- ・ ゆうちょ銀行（郵便局） ・ 宮城県漁業協同組合塩釜総合支所 ・ J A 仙台多賀城支店



《お申し込みに必要なもの》

- 納税通知書(納付書)
- 通帳届出印
- 預貯金通帳
- 口座振替依頼書
(金融機関窓口にあります)

【お願い】

- ※ お申し込みは各納期限の40日前までをお願いします。
- ※ 振替日当日(納期の最終日)に預貯金残高が振替額に満たないときは、振替を行いません。後日送付される『振替口座不能通知』で納付してください。
- ※ 国民健康保険から後期高齢者医療保険に健康保険が変わり、保険料を口座振り込みで行う場合、再度申し込みが必要になります。

● 問い合わせ先 税務課 納税推進室 (口座振替) 355-5964
保険年金課 医療係 355-6519

国民健康保険税の納め忘れにご注意ください!!

～納付しないと、様々な不利益を受けることとなります～

国保税を納期限に納付しないと、督促状が送付されます。督促状や催告書などを受けても納付しないと、「差押え」などの滞納処分を行うこととなります。また、特別な理由もなく滞納が続いた場合、次のような措置を取らせていただくこととなります。

- (1) 保険証の有効期間が6ヵ月以下の「短期被保険者証」の交付
- (2) 保険証の代わりとなる「被保険者資格証明書」の交付 (医療費が10割負担になります)
- (3) 高額療養費、出産育児一時金、葬祭費などの保険給付が差し止められます。
- (4) 預貯金・給与等財産の差押えなどの滞納処分

国民健康保険税の納付が困難な場合は、滞納のままにせず、お早めに税務課納税推進室へご相談ください。



● 問い合わせ先 税務課 納税推進室 355-5936



入院時食事療養標準負担額が改正されます

平成28年4月から入院時における食事代の自己負担額(標準負担額)が下表のとおり改正します。住民税非課税世帯及び難病、小児慢性特定疾病の方は変更ありません。

【国保】

区分		自己負担額(1食あたり)	
		70歳未満	70～74歳
ア・イ・ウ・エ・一般		260円 ⇒360円	260円 ⇒360円
オ・住民税 非課税世帯	非課税Ⅱ	210円 【160円※2】	210円 【160円※2】
	非課税Ⅰ※1		100円

【後期高齢者医療】

区分		自己負担額 (1食あたり)
現役並み所得者・一般		260円 ⇒360円
住民税 非課税世帯	非課税Ⅱ	210円 【160円※2】
	非課税Ⅰ※1	

※1 世帯全員の所得が0円の場合 ※2 【 】は、直近12か月の入院日数が90日を超えている場合

● 問い合わせ先 (国民健康保険) 保険年金課 給付年金係 355-6503
(後期高齢者医療) 医療係 355-6519



届出・給付の申請には マイナンバー（個人番号）の記載が必要になります

平成28年1月からマイナンバー（個人番号）の利用が開始されました。

国民健康保険又は後期高齢者医療の下記の届出・申請にはマイナンバーの記入が必要になります。届出・申請の際には、来庁した方の身分の確認できるもの※、届出・申請者（世帯主）、手続対象者全員分のマイナンバーカードまたは通知カードをお持ちください。

【国民健康保険】

【後期高齢者医療】

国民健康保険の加入・脱退	後期高齢者医療加入（75歳到達の方を除く）・撤回
被保険者氏名、被保険者世帯、住所、世帯主の変更	被保険者氏名、住所の変更
被保険者証、高齢受給者証等の再交付申請	被保険者証の再交付申請
特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付・再交付申請	特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付・再交付申請
高額療養費、療養費等の支給申請 等	高額療養費や補装具等の療養費の支給申請 等

※身分の確認ができるもの

- ① 次のうち1点 住民基本台帳カード(写真付きに限る)、運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、特別永住者証明書
身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、公的機関が発行した写真付き身分証明書
- ② ①をお持ちでない方は次のうち2点 健康保険証、年金手帳または証書、学生証、医療受給者証(※有効期限内のものに限る)



国民健康保険の届出について

春は異動の季節。
届出を忘れずに!



国民健康保険に加入するときややめるとき、また家族等に異動があるときには14日以内に届け出が必要です。対象者と同一世帯でない方（家族も含む）が手続きに来た場合、委任状と手続きに来た方の身分を証明するものが必要になりますのでご注意ください。

届出内容		必要なもの
国保に加入するとき	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書、印鑑、マイナンバーの分かるもの※
	転入してきたとき	印鑑、マイナンバーの分かるもの※
	子どもが生まれたとき	印鑑、母子健康手帳、マイナンバーの分かるもの※
国保を止めるとき	転出するとき	保険証、印鑑、マイナンバーの分かるもの※
	死亡したとき（葬祭費の支給手続）	保険証、印鑑、会葬御礼のはがき、喪主名義の通帳、マイナンバーのわかるもの※
	職場の健康保険に加入したとき	国保の保険証、職場の健康保険の保険証、印鑑
	他の健康保険の被扶養者になったとき	マイナンバーのわかるもの※
	後期高齢者医療制度に加入したとき	特に手続きは必要ありません
その他	住所・氏名・世帯主が変わったとき	保険証、印鑑、マイナンバーの分かるもの※
	修学のため市外に住むとき	保険証、在学証明書（原本）、印鑑、マイナンバーの分かるもの※
	保険証をなくしたとき	身分を証明するもの、印鑑、マイナンバーの分かるもの※

※ マイナンバーの分かるもの…通知カード又はマイナンバーカード



国保に加入の届出が遅れると…

- 資格を得た月（健康保険をやめた月）までさかのぼり保険税を納めなければなりません。
- 保険証がないため、その間の医療費が全額自己負担になります。



国保をやめる届出が遅れると…

- 国保の保険証を使って診療を受けてしまうと、国保で負担した医療費を後日返還していただくこととなります。
- 国保をやめる届出をしないと、他の健康保険料と国保税を二重で納めることとなります。



●問い合わせ先 (国民健康保険の届出) 保険年金課 給付年金係 355-6503
(後期高齢者医療の届出) 医療係 355-6519



安心して医療を受けるために…

かかりつけ医・歯科医を持ちましょう！

かかりつけ医・歯科医とは、日頃から、病気の治療や医療の相談に乗ってもらえる身近な「ホームドクター」です。かかりつけ医・歯科医に診てもらうことで、いろいろなメリットがあります。ぜひ、かかりつけ医・歯科医をもち、自分の健康管理に努めましょう。



●体調、生活習慣、病歴などを把握しています

同じ先生に継続して診てもらうことにより、病歴、体質などを把握したうえでの治療やアドバイスが受けられます。そのため、ちょっとした異変でも早期に発見し、病気の進行をくい止めることができます。

●専門医を紹介してもらえます

入院や精密検査、高度な医療が必要な場合には、適切な医療機関や専門医を紹介してもらえます。



●かかりつけ歯科医を持ちましょう

「かかりつけ医」と同様に、「かかりつけ歯科医」を持つことで、虫歯・歯周病などの予防から治療までの幅広い対応が可能になります。ぜひ、「かかりつけ歯科医」を持ち、定期的に歯の健康をチェックしてもらいましょう。

●問い合わせ先 保険年金課 給付年金係 355-6503



震災被災者に対する国保窓口負担金の免除について

国民健康保険被保険者に対して、震災被災者に対する窓口負担金の免除を実施してまいりましたが、平成28年度（平成28年4月～平成29年3月診療分）も期間を延長して実施いたします。免除の対象になる方については、3月中に新しい免除証明書を送付しております。また免除証明書が送付されていない方で、対象条件を満たす方については、保険年金課までお問い合わせ下さい。

○免除の対象条件

塩竈市国民健康保険の被保険者のうち、下表の所得要件に該当し、り災の状況のうち1つ以上に該当する世帯。

	対象条件 (国民健康保険被保険者)
所得要件	被保険者と世帯主が住民税非課税であること
り災の状況	主たる生計維持者が死亡・行方不明となったこと
	住家のり災の程度が全壊または大規模半壊であること
	主たる生計維持者が重篤な傷病を受けたこと
	住宅を解体し、被災者生活再建支援法により全壊扱いになっていること

※介護保険の介護サービス利用者のうち、同様に介護サービス利用額の免除を受けている方も免除期間を延長し実施します。

●問い合わせ先 保険年金課 給付年金係 355-6503

震災被災者に対する 後期高齢者医療窓口負担金の免除終了について

平成26年度から実施しておりましたが、震災被災者に対する後期高齢者医療保険医療費の窓口負担金の免除は、平成28年3月31日をもちまして終了いたします。

●問い合わせ先 宮城県後期高齢者医療広域連合 266-1021



平成28年度国民健康保険税の税率について

国民健康保険は、病気や怪我をしたときに安心して医療が受けられるよう、加入者が国民健康保険税を出し合い、国、県の負担金などを財源として市が保険者となって事業を運営しております。

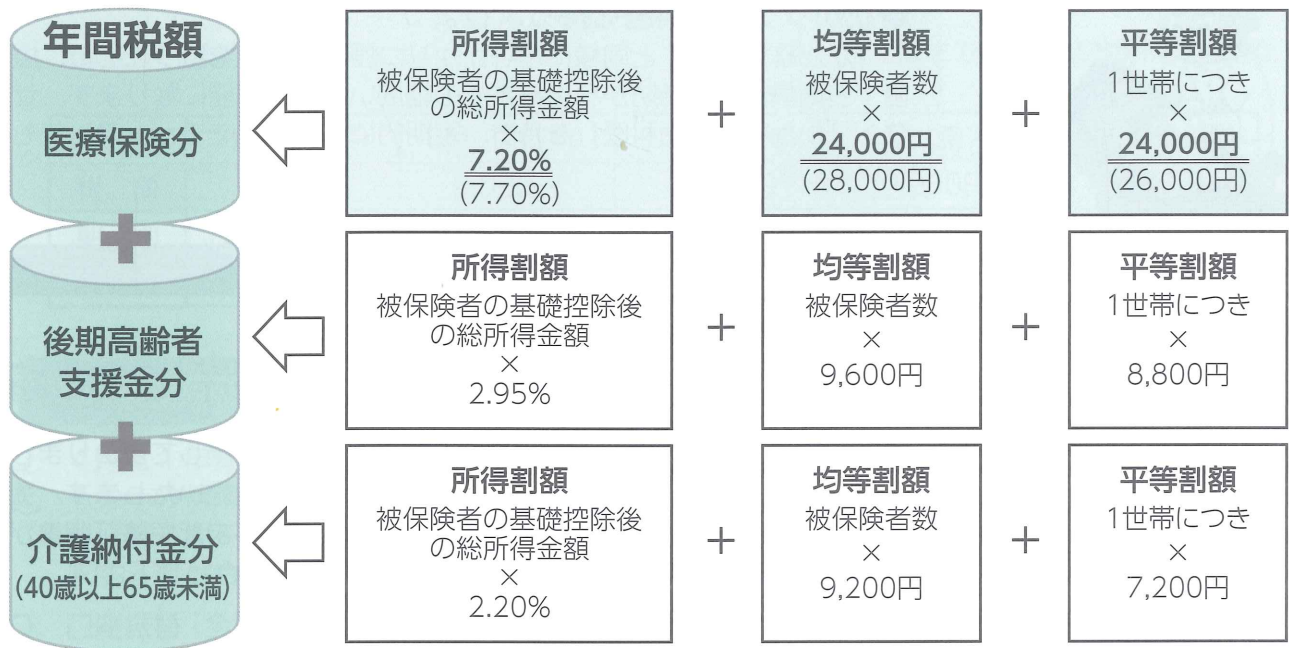
平成26年度、平成27年度に保険税率の見直し(引き下げ)を行いました。保険税収納率の向上などにより、国保財政が好転していることから、平成28年度からの保険税率の引き下げを行います。

今後も、皆様の健康・生活を支え、安心して医療のサービスを受けられるよう、事業の健全運営を進めてまいりますので、被保険者の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

平成28年度の国民健康保険税の変更点…「医療保険分」の税率を引き下げ (一世帯平均 ▲6.05%)

<計算方法>

国民健康保険税は、医療保険分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合計です。(カッコ内は平成27年度の税率)



<ご注意ください>

4月の暫定賦課では、平成27年度の保険税額を基準に税額を暫定的に定めます。変更する税率は7月に実施する本算定賦課で反映します。

●問い合わせ先	(税の算定について) 税務課	市民税係(国保税担当)	355-5916
	(制度について) 保険年金課	保険総務係	355-6497

<不審な電話にご注意ください！>

最近、市役所職員などを名乗り「保険料や医療費の還付がある」といった不審電話がかかってくるという事例が報告されています。

市役所や後期高齢者医療広域連合などの公的機関がATM(現金自動預払機)の操作を指示することは絶対ありません。

不審な電話を受けた時には、一人で判断せず、市役所や警察にご相談してください。



◆連絡先	塩竈市役所	保険年金課	給付年金係	355-6503
			医療係	355-6519
	塩釜警察署			362-4141
	宮城県後期高齢者医療広域連合			266-1021